

令和5年度（上期分）小規模事業者販路開拓助成金募集案内

（公財）長野県産業振興機構では、小規模事業者販路開拓助成金により、県内小規模事業者（製造業又はソフトウェア業）の海外・国内マーケットにおける新市場開拓・販路拡大を支援しています。

この度、県内小規模事業者が展示商談会等に出展する際の費用の一部を助成する「令和5年度（上期分）小規模事業者販路開拓助成金」の公募を行います。

助成金の概要

1 助成対象とする展示会等

令和5年5月24日（水）から令和5年9月30日（土）までの間に申請者が出展する展示会等で、以下に掲げる要件を備えているものを対象とします。

- （1）助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- （2）消費者への販売を主たる目的としたものでないこと。
- （3）長野県外（海外を含む）での販路開拓を主な目的としたものであること。
- （4）主催者及び共催者が（公財）長野県産業振興機構（以下「機構」という）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- （5）国・自治体、国・自治体から補助金の交付を受けている公的支援機関（機構含む）が共同出展者を募集する「日本コーナー」又は「県・市町村コーナー」への出展でないこと。
- （6）助成対象経費について国、自治体等を問わず他の補助・助成を受けていないこと。
- （7）過去5年以内に本助成金又は中小企業販路開拓助成金の交付を受けた展示会、見本市と同一のもの（対面型をオンライン形式に切替えた場合は同一とみなす。）でないこと。

注1 **主催者等の都合で展示会の開催期間が延期となり出展が令和6年3月1日以降になった場合は、助成対象外になりますのでご注意ください。**

注2 助成対象となる展示会等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

2 助成対象者

みなし大企業を除く小規模事業者（製造業又はソフトウェア業）

4 助成対象経費等

区分	助成対象経費	助成額
海外展示会	主催者に支払う出展料及びその他対象経費（装飾料、通訳代、印刷製本費〈外国語版パンフレット作成費用等〉、運送費）〔消費税額を除く〕	・ 出展料（小間料）及びその他対象経費合計の3分の2以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ 750,000円を限度とする。
国内（県外）展示会	主催者に支払う出展料〔消費税額を除く〕	・ 出展料（小間料）の3分の2以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ 200,000円を限度とする。
オンライン展示会	主催者に支払う定額の出展料及びオプション費用〔消費税額を除く〕 ※出展料は名目が参加料及び登録料等のものを含む。	・ 出展料及びオプション費用合計の3分の2以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ 200,000円を限度とする。

※詳細につきましては要綱をご確認下さい。

応募方法

- 1 募集(受付)期間 令和5年4月18日(火)～令和5年5月15日(月)17時
(郵送・持参ともに必着)
- 2 提出書類 小規模事業者販路開拓助成金事業計画書(交付申請書)及び添付書類
(※)事業計画書(交付申請書)は、当機構ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.nice-o.or.jp/info/info-38001/>)
- 3 書類提出先 (公財)長野県産業支援機構 マーケティング支援部
- 4 その他
 - (1) 応募された書類については、審査会により交付の可否を判断し、その結果を通知します。
なお、審査に当たり不明な点について、お問い合わせする場合があります。
 - (2) 申請者多数の場合は、助成額を減額する場合があります。
 - (3) 同一年度における助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、中小企業海外販路開拓助成金を含め1申請者につき1回限りとします。
 - (4) 事業終了後5年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。
 - (5) 助成金の交付決定を受ける前に支払った経費は、助成対象とはなりません。
 - (6) 主催者の都合によるキャンセル料などの経費は、助成対象とはなりません。
 - (7) 助成金の詳細について小規模事業者販路開拓助成金交付要綱(当機構ホームページからダウンロード可能)をご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人長野県産業振興機構 マーケティング支援部(担当:五味)
〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
TEL 026-227-5013 FAX 026-228-2867 E-mail: matching@nice-o.or.jp